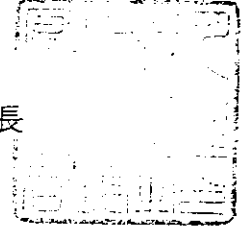


老 発 第 7 7 3 号
平成12年11月21日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省老人保健福祉局長



老人保護措置費の国庫負担の取扱いについて

標記については、本日、厚生省発老第143号厚生事務次官通知「老人保護措置費の国庫負担について」（以下「交付要綱」という。）をもって所要の改正がなされたところであるが、これに係る主な改正点及び運用上の留意すべき事項は次のとおりであるので、事務処理に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成11年6月21日老発第453号本職通知「老人保護措置費の国庫負担の取扱いについて」は、平成11年度限りで廃止する。

第1 交付要綱の主な改正点

1 特別養護老人ホーム保護費負担金の廃止

介護保険制度法の施行に伴い、特別養護老人ホーム保護費負担金を廃止した。

2 特別養護老人ホームへの措置について

介護保険法の施行に伴い、やむを得ない事由により、介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を措置により特別養護老人ホームに入所させることとしているが、その際、介護保険給付を受けることができない場合、支弁する費用について、養護老人ホーム等保護費負担金から支弁することとしたものである。

3 養護老人ホーム入所者のうち要介護認定により要介護と認定された入所者について

養護老人ホーム入所者のうち要介護認定により要介護と認定された入所者については、本来、特別養護老人ホームへ入所することが可能であるが、特別養護老人ホームに空床がなく、養護老人ホームの入所を継続しなければならない状況に鑑み、費用徴収額の上限を設定し負担軽減を図ることとした。

4 年休代替要員費の改善

年次有給休暇の付与日数の引き上げ等を内容とした労働基準法の一部改正がなされたことに鑑み、施設職員の勤務条件の改善を図るため、常勤職員の年休付与日数の増に伴う年休代替要員費を改善した。

常勤職員の年休
17日 → 18日

5 管理費の改善

(1) 降灰除去費の改善

1 施設当たり年額 @ 133,030円 → @ 141,540円

(2) 除雪費の改善

被措置者 1 人当たり @ 5,840円 → @ 5,860円

(3) 協力医療機関委託費

1 施設当たり @ 726,440円 → @ 730,600円

6 非常勤職員の雇上費を次のとおり改善した。

(1) 非常勤介護職員等

@ 6,100円 → @ 6,120円

(2) ボイラー技士雇上費、非常勤指導員

@ 6,560円 → @ 6,570円

(3) 非常勤調理員等

@ 4,800円 → @ 5,320円

(4) 嘱託医手当（年額）

@ 335,280円 → @ 337,200円

7 養護老人ホーム委託費の改善

養護を委託した者に対する委託費を26,000円から27,000円に引き上げを行った。

8 福祉俸給表について

国家公務員に対する福祉俸給表が導入されたことに伴い、今年度より各施設が福祉俸給表を適用することが可能なように、必要な所要の財源措置を講じたところである。

9 養護老人ホームの介護保険料加算の新設及び必要経費算定における介護保険料の控除

介護保険制度が施行され、養護老人ホームに入所する高齢者は、他の高齢者と同様、介護保険料を負担することとなるが、入所者の中には、経済的要件により入所している者もいるため、負担の軽減を図ることから、介護保険料加算を新設した。

また、上記の加算の対象とならない者については、必要経費から、介護保険料を控除することを認めた。

10 養護老人ホームにおける夜勤介護職員加算の追加

養護老人ホームの高齢化や重度化に伴う、処遇を確保することについては、「老人福祉法による養護老人ホームにおける病弱者等介護加算制度について」により行われてきたところであるが、特別養護老人ホームの入所要件を満たす入所者等の夜間業務を必要としている者が増加していることを踏まえ、夜間も業務できる体制に移行した施設について加算を行うこととした。

11 養護老人ホームの最低定員の引き下げ

特別養護老人ホームに併設する場合の養護老人ホームの最低定員が、20人に引き下げられたことにともない、新たに対応する支弁基準額を設定した。

第2 老人福祉施設事務費の運用について

このたびの改正に伴う施設事務費支弁基準額の設定並びに老人福祉施設事務費の支弁等の取扱いに当たっては、特に次の点に留意の上、適正かつ円滑な執行を期するよう指導願いたい。

1 施設事務費支弁基準額について

都道府県知事（指定都市及び中核市の長を含む。以下同じ。）は、個々の施設に対する施設事務費基準額を設定したときは、別紙様式1による、「施設事務費支弁基準額設定状況表」を作成するとともに、各関係機関に対し、施設名、地域区分、取扱定員及び施設事務費基準額等必要事項を通知し周知徹底を図ること。

2 職員の適正配置について

別表1に示す「老人福祉施設定員規模別配置基準」は、施設事務費単価の積算基礎となる職員数であり、また、施設入所者の処遇確保の観点からも最低限度必要と考えられる職員数であることから、これを完全に充足するよう指導されたいこと。また、直接処遇職員の職種別配置基準表の弾力的配置等については、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第19号）」、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第46号）、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月30日老発第307号）、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老発第214号）に示すところにより、円滑かつ適正な実施が行われるよう指導すること。

3 職員待遇の充実について

職員の給与については特に民間施設に対し施設経営者が給与規定、格付基準等の整備を通じ、職員待遇の公正化を図り、更に給与水準については、今回の改善内容を十分考慮し、国家公務員及び地方公務員の給与等を勘案の上、施設職員の職務の特殊性、困難性に応じ、公平妥当な給与水準を確保するよう指導すること。

4 民間施設給与等改善費について

- (1) 民間施設給与等改善費の加算率は、人件費及び管理費に区分されるが、人件費加算分については職員の人件費に、管理費加算分については施設運営に必要な諸経費にそれぞれ充当するものであること。
- (2) 職員1人当たり平均勤続年数の算定は別途定めるところにより行うものであること。
- (3) また、管理費特別加算については、本制度の主旨を踏まえ、一律的な加算とすることなく、各施設の実態の把握に努め、効果的な活用を図られたい。

5 老人福祉施設事務費の人件費、管理費の区分について

老人福祉施設事務費のうち、一般事務費は「人件費」、「管理費」に区分されるが、その内訳は別表2のとおりであるので、この運用に当たっては、平成5年3月19日社援第39号通知により適正を期するよう指導すること。

なお、「人件費」とは、職員の本俸、諸手当等職員に支給される諸経費及び社会保険料事業主負担金等をいい、「管理費」とは職員の旅費、職員研修費、庁費、保健衛生費、特別管理費等施設の運営管理に必要な人件費以外の諸経費をいうものである。

第3 地方分権推進委員会の勧告を踏まえた対応

- 特別養護老人ホームが他の社会福祉施設を併設した場合における職員配置基準や、設置基準の弾力化

地方分権推進委員会第2次勧告を踏まえ、特別養護老人ホームが他の社会福祉施設を併設した場合、必要とされる介護の程度の異なる入所者の処遇の低下を招かないよ

うに配慮しつつ、職員配置基準や設備基準の弾力化について個別の要望に応じて検討を行うこととしているので、要望がある場合には個別に協議されたい。

記

別表 2

人件費、管理費別事務費基準額表

1. 養護老人ホーム

(1) 一般老人ホーム

取扱定員 人	人 件 費						管理費 円
	平成 12 年 4 月 以 降 適 用						
	特別区	特甲地	支給割合 改定地域	甲地	乙地	丙地	
	円	円	円	円	円	円	円
50	126,000	124,100	122,100	120,200	117,400	114,500	8,600
51- 60	114,100	112,400	110,600	108,900	106,300	103,600	7,800
61- 70	104,500	102,900	101,300	99,700	97,300	94,900	7,200
71- 80	102,200	100,700	99,100	97,500	95,100	92,700	6,800
81- 90	99,700	98,100	96,600	95,000	92,600	90,200	6,800
91-100	94,500	93,000	91,400	89,900	87,700	85,400	6,500
101-110	92,500	91,100	89,600	88,100	86,000	83,800	6,300
111-120	86,200	84,800	83,500	82,100	80,000	77,900	6,100
121-130	83,200	81,900	80,500	79,200	77,200	75,200	5,900
131-140	83,900	82,500	81,200	79,800	77,800	75,800	6,000
141-150	83,700	82,300	81,000	79,600	77,600	75,600	6,100
151-160	81,900	80,600	79,200	77,900	75,900	73,900	5,900
161-170	79,800	78,500	77,200	75,900	74,000	72,100	5,800
171-180	75,400	74,200	73,000	71,700	69,900	68,100	5,600
181-190	73,900	72,700	71,500	70,300	68,500	66,700	5,500
191-200	72,500	71,400	70,200	69,000	67,300	65,500	5,400
201-210	74,800	73,600	72,400	71,300	69,500	67,700	5,400
211-220	73,600	72,400	71,200	70,000	68,300	66,500	5,400
221-230	74,400	73,200	72,000	70,800	69,100	67,300	5,500
231-240	74,900	73,700	72,500	71,300	69,500	67,700	5,400
241-250	73,800	72,600	71,400	70,200	68,400	66,700	5,400
251-260	72,700	71,600	70,400	69,200	67,500	65,700	5,400
261-270	70,800	69,600	68,500	67,300	65,600	63,900	5,300
271-280	69,900	68,800	67,700	66,500	64,800	63,100	5,200
281-290	70,500	69,300	68,200	67,100	65,300	63,600	5,200
291-300	69,700	68,600	67,400	66,300	64,600	62,900	5,200
301以上	69,200	68,100	66,900	65,800	64,100	62,400	5,200

(2) 特別養護老人ホームを併設する養護老人ホーム

取扱定員	人 件 費						管理費
	平成 12 年 4 月 以 降 適 用						
	特別区	特甲地	支給割合 改定地域	甲地	乙地	丙地	
50	95,300	93,800	92,400	91,000	88,800	86,700	7,100
51- 60	88,400	87,100	85,700	84,400	82,400	80,400	6,600
61- 70	82,500	81,200	80,000	78,700	76,800	74,900	6,200
71- 80	78,100	76,900	75,700	74,500	72,700	70,900	5,900
81- 90	76,700	75,500	74,300	73,100	71,300	69,400	6,200
91-100	73,800	72,600	71,400	70,200	68,500	66,700	5,900
101-110	73,700	72,500	71,400	70,200	68,500	66,800	5,800
111-120	70,100	69,000	67,900	66,800	65,200	63,500	5,400

(3) 特別養護老人ホームに併設する小規模養護老人ホーム

取扱定員	人 件 費						管理費
	平成 12 年 4 月 以 降 適 用						
	特別区	特甲地	支給割合 改定地域	甲地	乙地	丙地	
人	円	円	円	円	円	円	円
20	99,200	98,000	96,800	95,700	93,900	92,200	10,200
21- 30	81,700	80,600	79,600	78,600	77,000	75,500	8,200
31- 40	72,900	72,000	71,000	70,000	68,600	67,100	7,200

(4) 盲老人ホーム

取扱定員	人 件 費						管理費
	平成 12 年 4 月 以 降 適 用						
	特別区	特甲地	支給割合 改定地域	甲地	乙地	丙地	
人	円	円	円	円	円	円	円
50	173,800	171,100	168,500	165,800	161,800	157,800	11,300
51- 60	161,800	159,300	156,800	154,300	150,500	146,800	10,500
61- 70	152,100	149,700	147,300	145,000	141,400	137,900	9,900
71- 80	143,800	141,600	139,300	137,100	133,700	130,300	9,200
81- 90	141,900	139,600	137,400	135,100	131,700	128,300	9,300
91-100	137,100	134,900	132,700	130,500	127,200	123,900	9,100
101-110	127,100	125,000	123,000	121,000	118,000	115,000	8,400
111-120	125,700	123,700	121,700	119,600	116,600	113,600	8,500
121以上	123,200	121,300	119,300	117,300	114,300	111,400	8,400

2. 養護老人ホーム常勤医師人件費単価（月額）

取扱定員	平成12年4月以降適用					
	特別区	特甲地	支給割合 改定地域	甲地	乙地	丙地
人	円	円		円	円	円
111-120	6,700	6,600	6,500	6,400	6,800	7,300
121-130	6,200	6,100	6,000	5,900	6,300	6,700
131-140	5,800	5,700	5,600	5,500	5,900	6,200
141-150	5,400	5,300	5,200	5,100	5,500	5,800
151-160	5,100	5,000	4,900	4,800	5,100	5,500
161-170	4,800	4,700	4,600	4,500	4,800	5,100
171-180	4,500	4,400	4,400	4,300	4,600	4,900
181-190	4,300	4,200	4,100	4,100	4,300	4,600
191-200	4,100	4,000	3,900	3,900	4,100	4,400
201-210	3,900	3,800	3,700	3,700	3,900	4,200
211-220	3,700	3,600	3,600	3,500	3,800	4,000
221-230	3,500	3,500	3,400	3,400	3,600	3,800
231-240	3,400	3,300	3,300	3,200	3,400	3,700
241-250	3,300	3,200	3,200	3,100	3,300	3,500
251-260	3,100	3,100	3,000	3,000	3,200	3,400
261-270	3,000	3,000	2,900	2,900	3,100	3,300
271-280	2,900	2,900	2,800	2,800	3,000	3,100
281-290	2,800	2,800	2,700	2,700	2,900	3,000
291-300	2,700	2,700	2,600	2,600	2,800	2,900
301以上	2,600	2,600	2,600	2,500	2,700	2,800

(注) 級地区分は、別表1の(1)一般老人ホームに同じ。

3. 養護老人ホーム非常勤医師人件費単価（月額）

取扱定員	平成12年4月以降適用					
	特別区	特甲地	支給割合 改定地域	甲地	乙地	丙地
人	円	円		円	円	円
111-120	2,300	2,200	2,200	2,200	2,300	2,500
121-130	2,100	2,100	2,000	2,000	2,100	2,300
131-140	2,000	1,900	1,900	1,900	2,000	2,100
141-150	1,800	1,800	1,800	1,700	1,900	2,000
151-160	1,700	1,700	1,700	1,600	1,700	1,900
161-170	1,600	1,600	1,600	1,500	1,600	1,700
171-180	1,500	1,500	1,500	1,500	1,600	1,700
181-190	1,500	1,400	1,400	1,400	1,500	1,600
191-200	1,400	1,400	1,300	1,300	1,400	1,500
201-210	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,400
211-220	1,300	1,200	1,200	1,200	1,300	1,400
221-230	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,300
231-240	1,200	1,100	1,100	1,100	1,200	1,300
241-250	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,200
251-260	1,100	1,100	1,000	1,000	1,100	1,200
261-270	1,000	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100
271-280	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,100
281-290	1,000	1,000	900	900	1,000	1,000
291-300	900	900	900	900	1,000	1,000
301以上	900	900	900	900	900	1,000

(注) 級地区分は、別表1の(1)一般老人ホームに同じ。

別表1

老人福祉施設定員規模別配置基準表

1 養護老人ホーム

(1)一般養護老人ホーム(平成12年4月以降適用)

職種 定員 階級区分	総 数	施 設 長	事 務 員	主 指 任 導 生活 員	生 指 導 活 員	主 介 護 職 員	介 護 職 員	看 護 職 員	栄 養 士	調 理 員 等	医 師
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
50人	14	1	1	-	1	1	4	1	1	4 (1)	(1)
51~60	15	1	1	1	-	1	5	1	1	4 (1)	(1)
61~70	16	1	1	1	-	1	6	1	1	4 (1)	(1)
71~80	18	1	2	1	-	1	7	1	1	4 (1)	(1)
81~90	20	1	2	1	1	1	8	1	1	4 (1)	(1)
91~100	21	1	2	1	1	1	9	1	1	4 (1)	(1)
101~110	22	1	2	1	1	1	10	1	1	4 (1)	(1)
111~120	23	1	2	1	1	1	10	1	1	4	1
121~130	24	1	2	1	1	1	11	1	1	4	1
131~140	26	1	2	1	1	1	12	2	1	4	1
141~150	28	1	2	1	1	1	13	2	1	5	1
151~160	29	1	2	1	1	1	14	2	1	5	1
161~170	30	1	2	1	1	1	15	2	1	5	1
171~180	30	1	2	1	1	1	15	2	1	5	1
181~190	31	1	2	1	1	1	16	2	1	5	1
191~200	32	1	2	1	1	1	17	2	1	5	1
201~210	35	1	3	1	1	1	18	2	1	6 (1)	1
211~220	36	1	3	1	1	1	19	2	1	6 (1)	1
221~230	38	1	3	1	1	1	20	3	1	6 (1)	1
231~240	40	1	4	1	1	1	21	3	1	6 (1)	1
241~250	41	1	4	1	1	1	22	3	1	6 (1)	1
251~260	42	1	4	1	1	1	23	3	1	6 (1)	1
261~270	42	1	4	1	1	1	23	3	1	6	1
271~280	43	1	4	1	1	1	24	3	1	6	1
281~290	45	1	5	1	1	1	25	3	1	6	1
291~300	46	1	5	1	1	1	26	3	1	6	1
500人	72	1	8	1	2	1	44	5	1	8	1

- (注) 1 「調理員等」の()書きは非常勤職員数の再掲である。
 2 「医師」の()書きは嘱託医である。

(2) 特別養護老人ホームを併設する養護老人ホーム(平成12年4月以降適用)

職種 定員 階級区分	総 数	施 設 長	事 務 員	主 任 生 活 員	指 導 員	生 活 員	主 任 職 員	介 護 職 員	看 護 職 員	栄 養 士	調 理 員 等	医 師
50人	9	—	1	1	—	—	1	4	1	1	—	—
51~60	10	—	1	1	—	—	1	5	1	1	—	—
61~70	11	—	1	1	—	—	1	6	1	1	—	—
71~80	12	—	1	1	—	—	1	7	1	1	—	—
81~90	14	—	1	1	—	—	1	8	1	1	1	—
91~100	15	—	1	1	—	—	1	9	1	1	1	—
101~110	16	—	1	1	—	—	1	10	1	1	1	—
111~120	17	—	1	1	—	—	1	10	1	1	2	—

- (注) 1 「調理員等」の()書きは非常勤職員数の再掲である。
 2 「医師」の()書きは嘱託医である。
 3 上記の「特別養護老人ホームを併設する」場合とは、平成11年12月9日改正以前における「小規模特別養護老人ホームを併設する」場合である。

(3) 特別養護老人ホームに併設する小規模養護老人ホーム(平成12年4月以降適用)

職種 定員 階級区分	総 数	施 設 長	事 務 員	生 活 員	指 導 員	主 任 職 員	介 護 職 員	看 護 職 員	栄 養 士	調 理 員 等	医 師
20人	3	—	—	—	—	1	2	—	—	—	—
21~30	4	—	—	—	—	1	3	—	—	—	—
31~40	5	—	—	—	—	1	4	—	—	—	—

- (注) 1 平成11年12月9日改正以前における「小規模特別養護老人ホーム」に併設する場合も同様。
 2 平成11年12月9日改正以前における「小規模特別養護老人ホーム」に併設した場合、栄養士を配置したことをもって介護報酬から支出されるので、国庫補助の対象としない。

(4) 盲老人ホーム(平成12年4月以降適用)

職種 定員 階級区分	総 数	施 設 長	事 務 員	主 任 生 活 員	指 導 員	生 活 員	主 任 職 員	介 護 職 員	看 護 職 員	栄 養 士	介 助 員	調 理 員 等	医 師
50人	19	1	1	—	—	2	1	6	2	1	1	4	(1)
51~60	21	1	1	1	—	1	1	8	2	1	1	4	(1)
61~70	23	1	1	1	—	1	1	10	2	1	1	4	(1)
71~80	25	1	2	1	—	1	1	11	2	1	1	4	(1)
81~90	28	1	2	1	—	2	1	13	2	1	1	4	(1)
91~100	30	1	2	1	—	2	1	15	2	1	1	4	(1)
101~110	30	1	2	1	—	2	1	15	2	1	1	4	(1)
111~120	33	1	2	1	—	2	1	17	2	1	1	4	1
121人以上	35	1	2	1	—	2	1	19	2	1	1	4	1

- (注) 1 「調理員等」の()書きは非常勤職員数の再掲である。
 2 「医師」の()書きは嘱託医である。

平成 年度施設事務費支弁基準額設定状況表

(平成 年 月 日設定)

設定責任者

職名・氏名

印

施設名

施設種類 養護老人ホーム

地域区分 (特別区・特甲地・支給割合改定地域・甲地・乙地・丙地)

寒冷地支給区分(北海道・5級地・4級地・3級地・2級地・1級地)

定員 人

適用期間 年 月～ 年 月

区 分	病弱者等介護加算の対象者を措置した場合の額	病弱者等介護加算の対象者以外の者を措置した場合の額	備 考	
	金額(月額)(注2)円	金額(月額) 円		
一 般 事 務 費 ①				
加 算 分	寒 冷 地 加 算 額 ②		(階級区分ABCDEFGH)	
	病弱者等介護加算額③			
	夜勤介護職員加算④			
	事務用冬期採暖費⑤			
	ボイラー技士雇上費⑥			
	入所者処遇特別加算額⑦			
	単身赴任手当加算額⑧			
	施設機能強化推進費⑨			
	民間施設給与等改善費⑩			
	降 灰 除 去 費 ⑪			
	除 雪 費 ⑫			
	介護保険料加算⑬	(注4)		(注4)
	計	※介護保険料加算の対象者については、その必要額を合算したものを基準額とする。		

(注1)定員改定、交付要綱の改定等により、施設事務費支弁基準額の改定が行われる場合には、改めて作成すること。

(注2)病弱者等介護加算が行われた施設において、当該加算対象者を措置している市町村の支弁基準額を算定する場合に記載すること。

(注3)夜勤介護職員加算④欄は、病弱者等介護加算における夜勤介護職員加算にかかる単価を記載すること。

(注4)介護保険料加算⑬については、加算対象者の介護保険料月額として必要とされる額とする。

(注5)介護保険料加算額については、市町村、施設から適宜報告を徴する等、状況の把握に努めること。

別紙様式2

職員の給与支給状況表(月分)										施設の種類			
氏名	専任の 任別	職種	性別	年齢	経年 数	学歴	本俸 (ア)	諸手当				合計 (ア)～(カ)	備考
								本俸の 調整額 (イ)	扶手当 (ウ)	超過勤 務手当 (エ)	通勤 手当 (オ)		
				歳	年月		円	円	円	円	円	円	

計(人)													
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(記載要領)

- 1 「専任・兼任の別」欄は勤務場所がもっぱら当該施設にあるものを専任とし、当該施設以外にも勤務場所を有しているものを兼任すること。同一施設内において二つの職種を兼任しているものについては、勤務内容等によりどちらかを専任とすること。
- 2 「職種」欄は、老人福祉施設定員規模別職員基準表に掲げた職種により記入すること。
- 3 「年齢」欄は、給与の支給日を基準として歳月までを記入すること。
- 4 「経年数」欄は、当該施設における勤務年数及びその他の社会福祉施設における勤務年数を合算した年数とし、年月まで記入すること。
- 5 「学歴」欄は、大学卒、高校卒、中学卒のように入力すること。
- 6 なお、保母、看護婦、社会福祉主事等資格免許等を有しているものについては、資格免許等の名称、取得年月日を備考欄に記入すること。
- 7 「本俸の調整額」欄は、本俸の調整手当、特殊業務手当等本俸に準じたものとして支給されているものを記入すること。